

事務連絡
平成27年7月17日

公益社団法人熊本県医師会長
一般社団法人熊本県歯科医師会長
一般社団法人熊本県薬剤師会長
公益社団法人熊本県看護協会会長
一般社団法人熊本全日病会長
熊本県公的病院長会長
全国自治体病院協議会熊本県支部長
一般社団法人日本病院会熊本県支部長
一般社団法人熊本県医療法人協会会長
公益社団法人熊本県精神科協会会長
一般社団法人熊本県助産師会長
熊本県訪問看護ステーション連絡協議会会長
一般社団法人熊本県助産師会長
熊本市保健所長
各県保健所長

様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット（医療
関係者向け）の周知について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医政局看護課看護サービス
推進室から協力依頼がありましたのでお知らせします。

つきましては、会員の皆様へ周知いただきますようよろしくお願いします。

（問合せ先）

担当：医療政策課 看護班 古閑

TEL：096-333-2206

e-mail：koga-f-pref.kumamoto.lg.jp



事 務 連 絡

平成 27 年 7 月 3 日

各都道府県 看護行政担当者 様

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット（医療関係者向け）の
周知について（協力依頼）

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「研修制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されます。

本研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

今般、本研修制度について医療関係者の理解促進を図るため、別添の通りリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管内の医療機関等の関係機関へ周知いただくなど、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、本リーフレットについては、別記、関係団体あてにお知らせしておりますことを申し添えます。

（別添）

・リーフレット

『特定行為に関する看護師の研修制度が始まります』（医療関係者の皆さまへ）

（参考）

・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089838.html>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

穴見、藤原

TEL：03-5253-1111（内 4173）

別 記

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 地域医療振興協会
公益社団法人 全国老人保健施設協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本精神科看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 全国医学部長病院長会議
一般社団法人 日本看護系大学協議会
一般社団法人 日本私立看護系大学協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
文部科学省高等教育局医学教育課
防衛省人事教育局衛生官
法務省矯正局矯正医療管理官



特定行為研修ってどういうもの？

研修を実施する機関

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。

研修の内容

研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。研修は、講義、演習又は実習によって行われます。

修了証の交付

特定行為研修修了後には、指定研修機関より修了証が交付されます。指定研修機関は、研修修了者の名簿を厚生労働省に報告します。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の内容	時間数
共通科目の合計時間数：315 時間	
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合 計	315

+

区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分別科目の内容	時間数
区分ごとに設定された時間数：15～72 時間	
(例)	
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	22
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	21
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63



どこで研修が受けられるの？

特定行為研修を行う指定研修機関は、厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。

＜指定研修機関一覧＞

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html>



特定行為を適切に行うために

本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。

これまで通り、看護師は、医師・歯科医師の指示で、特定行為に相当する診療の補助を行うことができますが、医療機関の皆さまには、特定行為を適切に行うことができ、看護師が自らの人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第5条の規定に基づき、看護師等から研修を受ける機会を確保できるように配慮をしていただきたいと思います。

また、看護師は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第28条の2及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第6条の規定に基づき、その能力の開発及び向上に努めていただきたいと思います。

特定行為に関する 看護師の研修制度が 始まります

平成27年
10月1日から



©MINEKO UEDA

1 見える

医師・歯科医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が行う「特定行為（診療の補助）」が明確になりました。

2 身につく

研修により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師が育成されます。

3 見極める

研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。また、「治療」「生活」の両面から、患者さんを支えます。

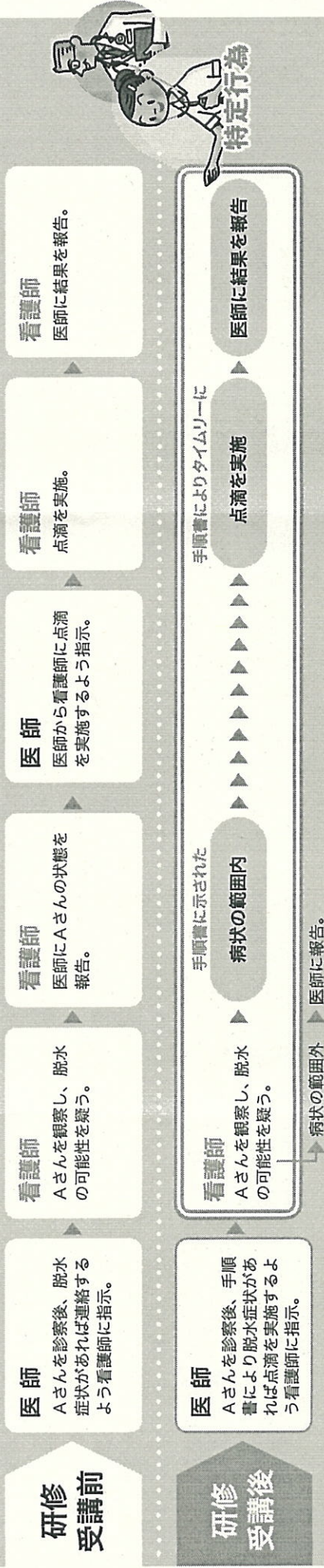
未来の医療を支える研修制度

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成27年10月1日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

10万人以上の養成を目指します

新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することで、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としており、多くの看護師に受講していただきたいと考えています。

▶研修を受けるとこのように変わります



手順書って何？

- 手順書は、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです。
- 医師・歯科医師は手順書を適用する際に、患者さんと看護師を特定します。
- 各医療現場の判断で、具体的内容を追加することもできます。

「直接動脈穿刺による採血」に係る手順書のイメージシジ

事項	具体的な内容
当該手続費に係る特定行為の対象となる患者	呼吸状態の変化に伴い迅速な対応が必要になりうる患者
看護手に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲	以下のいずれもが当てはまる場合 呼吸状態の悪化が認められる（SpO₂、呼吸回数、血圧、脈拍等） 意識レベルの低下（GCS○点以下又はJCS○桁以上）が認められる
診療の補助の内容	病状の悪化に合致する場合は、直接動脈穿刺による採血を実施
特定行為を行うときに確認すべき事項	穿刺部位の拍動がしっかり触れ、血腫がない
医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制	1. 平日日勤時 担当医師又は歯科医師に連絡する 2. 休日・夜間等 当直医師又は歯科医師に連絡する
特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法	手帳書きによる指示を行った医師又は歯科医師に採血の結果と呼吸状態を報告する（結果が出たら速やかに報告）

※特定行為以外の医行為と同様に、特定行為を行うときには、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。

診療の補助である「特定行為」って何？

- 特定行為は、診療の補助であって、看護師が行う医療行為のうち、手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力、高度かつ専門的な知識・技能が特に必要とされるものとして定められた38の行為です。
- 38の特定行為は、21の特定行為区分に整理されており、特定行為区分を最小単位として研修が行われます。

[illegible]